

吉田篁墩《論語集解攷異》における校勘

水上 雅晴

一 前言

吉田篁墩（名は漢官、初名は坦、字は学生・学儒、号は篁墩外史。一七四五～一七九八）は水戸藩の表医師を務める程の技量を備えた医者であったが、事情もあって中年に医から儒に転じ、「折衷学派」に分類される井上金蛾（一七三二～一七八四）の下で学ぶ^①。以後、漢唐の注疏を重視して学問を進めながら、古写本・古刊本の蒐集に務めて校勘に従事した。東条琴台（一七九五～一八七八）の見解によると、篁墩が校勘した内容は清代考証学者の所説と暗合するものが多い^②。篁墩が経書解釈の方法について、「経解は当に古に近きを以て信と為すべし。……之を要するに、明は宋に如かず、宋は唐に如かず、唐は漢に如かざるは、其の漸く古に近きを以てなり」（朝川鼎〈近聞寓筆序〉）と述べているのは、同時期の中国の考証学者の見解と軌を一にしている^③。東条琴台は篁墩の遺著《近聞寓筆》（文政六年「二八二三」刊）に跋文を記して、「家は世よ医を業とし、篁墩に至りて始めて儒を為し、漢魏の伝注に左袒し、考拠学を安永天明の間に首唱す^④」と称しており、篁墩は日本の考証学における先駆者と見なされることもある。

記録によると、篁墩には以下の著作がある。

《古文尚書孔伝指要》五卷、《論語集解考異》十卷、《菅氏本論語集解考異》十卷、《真本古文孝経孔伝》一卷、《左伝杜解補苴》五卷、《真本墨子考》十五卷、《経籍考》二卷、《活版経籍考》一卷、《足利学校書目附考》一卷、《廟略議》一卷、《祭議略》一卷、《留蠹書屋儲藏志》二十卷、《近聞寓筆》四卷、《近聞雜録》一卷、《清朝創業事略》、《欣然悦耳録》二卷、《骨董小説》二卷、《箕林山房文鈔》六卷。⁵⁾（東条琴台《先哲叢談続編》卷十二〈吉篁墩〉）

これらの書物の大半は既に失われているが、篁墩が最も精力を傾けた《論語集解攷異》は伝存している。書名から知られる通り、本書は何晏《論語集解》を校勘したものであり、全篇、漢文で記されている。

何晏《論語集解》の文献整理の状況を概括した高華平は、篁墩の仕事に言及して次のように評価している。

《論語》に対して注解・整理を施し研究した著作は多いが、意識的に《論語集解》の整理と研究に従事したものは少ない。筆者の知る限り、この類の著作は日本の篁墩吉《論語集解考異》（寛政三年四月聚珍版）と我が国の学者李方が近年出版した《敦煌論語集解校証》（江蘇古籍出版社、一九九八年版）の二種しか存在しない。⁶⁾

この発言を見ると、吉田篁墩《論語集解攷異》が《論語》の校勘に関して重要な地位を占めていることが理解できる。しかし現在に至るまでこの書物に関する専論が見受けられないので、編纂情況と校勘の内容について考察を加え、本書において展開されている校勘の内容およびそれが持つ意味をいささかなりとも明らかにしたい。なお、本稿で用いる《論語集解攷異》は、関儀一郎編《日本名家四書註釈全書》論語部参（東洋図書刊行会、一九二二年）所収排印本であり、引用の際には同書の巻数と頁数を示す。

二 《論語集解攷異》の編纂情況

吉田篁墩《論語集解攷異》は慶長刊《論語集解》を底本とし、⁷⁾《論語集解》本文を掲げた後、〈攷異〉すなわち校勘記を附

する体裁を取っており、武英殿聚珍版を模倣して木活字を用い、寛政三年（一七九二）に排印刊行された。篁墩が慶長刊本を底本とした理由は、「此の本、世に多く之れ有り、因りて以て主と為す」（卷一〈聚珍版刷印旧本論語集解并攷異提要〉、三頁）と説いているように、最も普及している版本だからである。〈提要〉の中では、以下の七種の旧本《論語》を対校資料とすることが説明されている。

- (a) 卷子古鈔本…大和国古市の農家広瀬氏に出づ。菅原道真（八四五～九〇三）の親筆に係るとも言われるが、その証拠は無い。安井小太郎（一八五八～一九三八）によると、卷背に「貞和二年（一三四六）」の紀年が認められ、雍也篇の末に「手自書写畢、字様既得其正。子孫可宝之。亟相」なる識語がある。以上のことから、「菅氏本」や「貞和本」と称される。篁墩は百部を排印して同行の士に配布している⁸⁾。
- (b) 旧版大字本…いわゆる「正平版」、現存する最も古い単注刊本の《論語》。
- (c) 大永本…大永四年（一五二四）鈔本。藤井貞幹（一七三二～一七九七）旧蔵。この本は後に狩谷掖斎（一七五五～一八三五）・木村正辞（一八二七～一九一三）の手を経て、現在は岩崎氏の東洋文庫に収蔵されている⁹⁾。
- (d) 永禄本…永禄六年（一五六三）鈔本。
- (e) 宣賢本…光禄大夫清原宣賢（一四七五～一五五〇）によって天文癸巳二年（一五三三）に校定された単経本を堺の阿佐井野氏が開版したもので、通称「天文版論語」、別称「南宗寺本」・「東京魯論」・「阿佐井野本」等¹⁰⁾。
- (f) 国訓本…清原家の伝本に出づ。大田南畝（一七四九～一八二三）・最上徳内（一七五五～一八三六）旧蔵で、現在、静嘉堂文庫所蔵¹¹⁾。
- (g) 伊氏本…伊藤東涯（一六七〇～一七三六）が享保年間（一七一六～一七三五）に刊刻したもの。

（卷一、三～四頁）

武内義雄が説くように、七種の版本の中、少なくとも(a)と(b)は山井鼎(一六九〇～一七二八)が《七経孟子考文》の中で引証した《論語》諸本より古い。¹²⁾《論語集解攷異》は、これらの旧本のみならず、「更に《開成石経》・皇侃《義疏》・陸徳明《論語釈文》・宋邢昺《正義》・朱熹《集注》を以て参綜讎校し、各おの同異を著は」した労作である(巻一〈提要〉、三・四頁)。

本書の編纂は、中国大陸内における《集解》本の流通状況を踏まえた上で企画・実行されている。篁墩は〈提要〉の中で錢曾(一六二九～一七〇一)《讀書敏求記》巻一(〈何晏論語集解十卷〉)の記載を引いた後、次のように述べる。

錢曾、族父の謙益と、典籍に於て精鑿瀏博と称せられ、宋槧旧鈔、力を殫くして搜討し、儲蔵の富むこと、書城に侔しきも、猶ほ尚ほ《集解》原本を得る能はず、讒かに皇朝の正平鏤本に就いて覩るを得るのみ。因りて知る、宋よりして元明、今の清に迄ぶまで、復た《集解》の原本有る無きなり。(巻一、二頁)

錢謙益(一五八二～一六六四)と族子の錢曾がそれぞれ絳雲樓と述古堂に有する蔵書の規模は海内に匹無く、その評判は国外にまで達している。その彼らでもせいぜい正平十九年(一三六四)に刊行された「正平版」を目にするにとどまり、《集解》原本は見る事ができないでいる。ここにいわゆる「原本」は、何晏自筆の《集解》ではなく、日本国内に伝わる旧本《集解》を指す。

篁墩はさらに「皇朝に伝はる所の《論語》、蓋し先唐の旧本に係り、皆、昔時の遣唐請益使の遺す所、明経博士、守りて墜とさず」(巻一、一頁)と述べ、旧本《集解》は遣唐使がもたらした唐代以前の《集解》にもとづき、朝廷で儒家經典の講授を担当した明経博士がこの「原本」のテキストを大事に守り伝えたと言説¹³⁾。日本国内でも「原本」自体は失われているが、最も普及している慶長刊本に七種の旧本を主とする対校本をもって校勘を施すことで、旧本《集解》のテキストを誰もかたどれるようになる、というのが恐らく篁墩の到達した見解であり、その見解の下に進められた校勘の成果が《論語集解

攷異》であると言える。

本書執筆の誘因として、太宰春台（名は純、字は徳夫。一六八〇～一七四七）の校訂に係る《古文孝経》が中国の学界において歓迎を受けたことが挙げられる。篁墩は春台の校勘事業を称賛して云う。

太宰徳夫〔純〕先生、《古文孝経孔安国伝》を校定し、之を序し之に音し、雕鏤して之を行ふは、実に享保十六年（一七三一）辛亥の歳なり。……宝曆（一七五一～一七六三）の末年、清人の汪翼滄訪得し、長崎より中国に持ち帰り、鮑廷博〔以文〕、之を《知不足齋叢書》の中に刻す。盧文弨・呉騫・鄭辰の三序、援摭精博、攷証賅脩たり。……皇朝の稽古右文の化をして、遠く華域に覃被せ俾むるに、先生、力有り、猗なるか、偉なる哉。（《近聞寓筆》巻一）

春台が《古文孝経》を校刊したのは、自ら次のように述べる通り、一つには《古文孝経》が中土から失われたためであり、もう一つには日本国内で流通している諸本の文字には異同が多く、整理する必要があると考えたからである。

夫れ古書の、中夏に亡びて我が日本に存する者頗る多し。……而して孔伝《古文孝経》、全然尚ほ我が日本に存するは、豈、異ならざらん哉。……惟れ是れ国人相ひ伝ふるの久しきを経て、幾人の書写を歴るかを知らず。是を以て文字の訛謬、魚魯すら辨ぜず。純既に数本を以て校讐し、且つ旁ら他書の引く所に及ぶ。……十たび裘葛を更めて乃ち定本を成す。（太宰純〈重刻古文孝経序〉）

春台は校勘記を遺していないので、校訂作業の具体的なプロセスや内容は把握できない。林秀一の見るところ、その校勘は武断に失することがある¹⁴。かように欠点があるものの、春台が校刊した《古文孝経》は、岡田宜生（一七三七～一八〇〇）が補輯した《孝経鄭註》と併せて《知不足齋叢書》に採録され、真偽に関する議論が湧き起こるほど清代の学者の耳目を集めた¹⁵。

この二書以外では、山井鼎が経伝の文字に関して作成した校勘記である《七経孟子考文》と林述斎（一七六八～一八四一）が中国で失われている古籍を集成・編刊した《佚存叢書》も清儒の関心を引いた。篁墩当時の学者は、この種の学術事

業が国家の名声を轟かせることを共通認識として持っており、たとえば「御書物奉行」として江戸幕府の蔵書の管理を担当した近藤重蔵（一七七一―一八二九）は、「予窃かに他日、経注本と《正義》单本とを校刊して、漢唐の旧観に復して、以西土に致し、目もて佚書の猶ほ存するを見令め、先王（＝家康公）の尊経の盛意を揚げんと欲す」と述べている。近藤重蔵は幕府内にある最良にして最新の學術情報を自由に利用できる立場にあったので、中国における儒家経伝の流通状況を熟知しており、日本国内に残っている数多の古籍を利用して五経の経注本と单疏本とを校刊し、中国にもたらそうと考えた。この企画は「先王の尊経の盛意を発揚」する国家的な文化事業と見なされ、かかる學術事業を計画し実行する学者にも相応の榮譽が帰せられる、と重蔵も考えていたに違いない。¹⁷

日本人は古来、漢籍を受容しており、国内には、中国では見ることができない佚書と佚文が保存されており、それらの校勘には国外の学界にも波及する学術的な意義がある。江戸時代の一群の学者はこのような認識に達して、国内所伝の貴重資料を利用して古籍の校勘と整理に従事したのであり、吉田篁墩もその一人であった。

三 校勘の目的と校書理論

篁墩は妄りに雌黄を下さず、明確な目的と方法論にもとづいて経伝の文字の是非を判断した。上述の通り、経書解釈においては古いテキストほど信頼性が高いと考えているが、《論語集解攷異》編纂の目的が《論語》テキストの原形を恢復することに無かったことは注目に値する。《提要》の中では、以下のように《論語》の伝授情況が概述される。

齊・魯・古の三《論》、両漢迨び魏晋に具存する所。故に漢儒の他経の注の引く所、及び《史記》・両《漢書》・《三國志》・《晋書》、暨び漢世の諸書《潜夫》・《塩鉄論》・《論衡》・《説文》・《白虎》・《風俗通》、諸もろの称引する所、皆広く三《論》に涉り、異文互見し、本より画一するに難し。文既に異有れば、義も亦た転移す。夫れ三《論》の篇、之が伝

説章句を為る者、孔安国より以下、包・周・馬・鄭・王・陳・周生あり、何氏、皆其の善を集めてよりして、衆家遂に廢し、復た師説無し。六朝及び隋唐、茲に皇朝に迫り、何・鄭二家、学官に立つ。而して今又、鄭注も湮没し、当今に行はるる所、唯だ何氏一本のみ。(卷一、四頁)

先秦および漢初において《孔子》と称されていた孔門の言行録は、劉向・劉歆の整理を経て三系統の《論語》にまとめられ、魏晉以前にはこれら三《論》が並び行なわれていた。そのため、古書に引かれる《論語》の文字の間に違いが認められることがしばしばで、一つに正すことは難しい。魏の何晏が諸家の注釈を集めて《集解》を編纂した後、何晏・鄭玄を除く古注の諸家は廢れてしまい、鄭注もやがて途絶え、何晏注本だけが残った。篁墩は、当時の文献条件の下では何晏注本、すなわち魏晉以後の各種の《論語》の祖本の原形を恢復するまでがせいぜい可能であつて、漢代以前の《論語》祖本の原形を追求することは無理であることを承知していた。つまり、《論語》の校勘に関して、どこまで可能か、その限界を辨えていたのである。したがつて、「今の攷異、何本を校勘するに止めざるを得ず、故に漢人の引く所、槩して未だ録せず」(卷一、五頁)と述べるように、何晏より前の文献は引かないことを基本方針として掲げる。

校勘を行なう際、テキストの系統に留意すべきことは、同じく《提要》の中で実例を挙げて次のように説明している。

「貧而樂道」章の如きは、邢本、「道」字無く、《史記》・《後漢書》に引く所、並びに旧本に同じければ、則ち邢本、「道」字を脱するに似たり。然れども鄭注に考ふるに、「樂は、道に志すを謂ふ」と云へば、鄭は「樂」字を以て句を絶し、明かに鄭の經文、本より此の如し。下句の安国の注に至りては、「樂道」を以て注を為す。是れ安国の經、正に「道」字有り。上句既に鄭注の經文を用ふれば、亦た当に其の本に従ふべければ、則ち未だ旧本及び《史》・《漢》を執りて邢本を難すべからざるなり。(卷一、五頁)

学而篇「富而好礼者」句の上にある句を、《史記》と《後漢書》に引く文、それに「旧本」すなわち篁墩が引く日本の旧鈔本や旧刊本は、いずれも「貧而樂道」に作る。篁墩は「旧本」が最も何晏注本の原形に近いと考えるが、「邢本」すなわち

注疏本が「道」字を誤脱しているとは断言しない。《集解》所引の鄭注は「樂、謂志於道」に作っているから、鄭玄が見た経文は「道」字ではなく「樂」字で句切っているものであり、このことは鄭本には「道」字がなかったことを示す。¹⁹すると、邢昺の底本は鄭本と同一のテキスト系統に属するわけであり、それを誤りと決めつけることはできないのである。

篁墩は《論語》の各種のテキスト系統の間に優劣の差をつけ、「旧本」を固く守るようなことはせず、別の系統に属するテキストも排除しない。微子篇「子路曰、不仕無義」句の《攷異》に云う。

案ずるに、朱熹《集注》に「福州に国初の時の写本有りて、『子路反、子曰』に作るも、未だ是否を知らず」。重ねて案ずるに、鄭注に「留言して以て丈人の二子に語る」とあれば、則ち此の二字有るは、注と合せず。福本或いは是れ斉・古の遺、否なれば則ち後人妄りに加ふれば、未だ信ずべからざるなり。適たま《鶴林玉露》に載する所の古本《礼記》檀弓の逸句と相ひ類するも、亦た鄭康成の注に較ぶるに、相ひ膺合せず。²⁰蓋し後人の好事者の加ふる所。故に古本と雖も、必ず須く数本もて参互錯綜すべく、而して後、始めて其の異同を言ふべきなり。(卷九、一六七頁)

古いテキストに従って経伝の文字を改めるのは、校勘を行なう際に陥りやすい通弊であるが、篁墩は、經典の文字の是非を判断する時には、数本を羅列して比べ合わせることで始めて論断を下し得る、と主張する。金谷治は「これは校勘学としての立派な見識である」²¹と述べ、篁墩が示す慎重な態度に高い評価を与えている。²²

さりながら、篁墩が提倡する校書理論は必ずしも実際の校勘作業に反映されていないことを指摘しなければならない。上述の通り、《提要》の中では「漢人の引く所、槩して未だ録せず」と宣言されているが、実際には、《攷異》の中で《史記》や《漢書》等が利用されることが稀ではない。²³さらに、「貧而樂道」四字に対する《攷異》を見ると、「諸旧本並びに此の本に同じ。邢・朱の二本、『道』字無きは欠誤なり」(卷一、二〇頁)とあり、明らかに「旧本」が正しく、「道」字が無い邢本は誤りだと考えていて、《提要》の中で示されている公平な態度と矛盾している。

もう一例挙げると、先進篇「顔淵死、顔路請子之車」章のテキストについて、篁墩は《提要》の中で「諸旧本に『以為之

「榔」四字⁽²⁴⁾無く、或いは旧本の脱を疑ひて、之を《史記》に証す。無き者未だ必ずしも誤と為さず。皆、両可に涉り、双つながら美なるを妨げず」（卷一、六頁）と述べ、「以為之榔」四字が無い「旧本」の異文も許容している。これに対して、《攷異》においては以下のように考辯がなされている。

石経及び皇・邢・朱、此の下に『以為之椁』の四字有り。皇、「榔」に作る。大永本に「欲以為之榔」の五字有り。案ずるに、諸旧本並びに此の四字無きは、此の本に同じ。陸徳明も亦た後の「無榔」の下に於て音を作す。此れ陸も亦た此の四字無し。重ねて案ずるに、諸旧本及び《經典釈文》の、此の四字無きを正と為す。《史記》弟子列伝に「顔回死し、顔路貧なれば、孔子に車を請ひて以て葬らんとす」云々と云ふも、椁を為るの事無し。弟子伝、皆、《論語》に拠りて文を為せば、是れ史遷の見る所も亦た此の文無きなり。故に唯だ「以て葬る」と云ふのみ。注家、下の「棺有りて椁無し」の文に拠りて、遂に解して「売りて以て椁を為らんとす」と云ふも、其の実亦た推説のみ。後人却つて注及び下文に拠りて、此の四字を挿入すること疑ひ無く、当に旧本を以て正と為すべし。（卷六、一〇七頁）。

当該の章に二種類のテキストがあることについて、《攷異》ではまぎれもなく「旧本」が正しいテキストであると論証しており、ここでも《提要》において示されていた公平な態度が実際の校勘作業に反映されているわけでないことが看取される。篁墩は《史記》所引の文にもとづいて《論語》の異文の是非を判断しているが、《漢書》司馬遷伝の贊に「経を采り伝を撫ひ、数家の事に分散するは、甚だ疏略多く、或いは経伝に抵牾する有り」との評が記されているように、司馬遷による経注の引用の仕方は厳格とは言い難い。高禎囊によると、《史記》における《論語》の引用方式は四種類に帰納される。

(一) 原文を転引するもの。(二) 二つの章を一句に仕立て文意を融合するもの。(三) 部分的に改変を施したり新たに言葉を附け足し、文意を引伸するもの。(四) 原文を載せず文意を引伸するもの。⁽²⁵⁾つまり、《史記》に引かれる文は必ずしも《論語》テキストの古い形を伝えるものとは限らないにもかかわらず、篁墩の右の校勘は《史記》に依存しすぎていて説得力を欠いている。

《史記》に限らず「他書資料」⁽²⁶⁾にもとづいて古籍の文字を改めることは、篁墩と同時期の中国内でも普通に見受けられる現象である。たとえば桂馥（一七三六―一八〇五）は次のように述べている。

古人、経を引くに、略ぼ大義を挙げて、多くは原文に非ず。……近人多く書伝の引く所に拠りて以て経文を増改す。経を治むと曰ふと雖も、実は経を乱すなり。慎まざるべけんや。（桂馥《札樸》卷七〈引經〉）

朱一新（一八四六―一八九四）も次のように述べている。

国朝の人、校勘の学に於て最も精にして、亦た往往にして喜びて他書を援きて以て本文を改む。知らず、古人同じく一事を述べ、同じく一書を引くに、字句に多く異同有り。今の校勘家の、一字も敢へて竄易せざるが如きに非ざるなり。今人、動もすれば此を以て彼を律し、専輒改訂し、古書をして皆、真面目を失は使む。此の甚だしき陋習は従ふべからず。（朱一新《無邪堂答問》卷三）

以上の所説から、篁墩が陥った錯誤は清儒も免れ難いものであったことが理解される。別の見方をすれば、篁墩の校勘は桂馥や朱一新から批判される清儒と同程度の水準には到達していた、と見ることが出来るかも知れない。

四 《論語集解攷異》における異文と「他書資料」

個々の学者が行なう校勘作業が持つ価値は、どのような手法でもって校勘するかという方法論に加え、参照される資料の質と内容によって大きく左右される。本節では、《論語集解攷異》において提示される異文に着目し、七種の異本と「他書資料」とに見える異文が対校資料としてどの程度有用であるかについて論じる。

(二) 国内流通の異文の利用

《論語集解攷異》の一般的な校語は各本における文字の違いを指摘するにとどまるが、この単純な校語から日本における《論語》テキストの流伝が中国と異なることが理解される。たとえば篁墩は学而篇首章「不亦説乎」句の「説」字に対する校語は以下の通り。

宣賢本・国訓本・伊氏本及び邢昺《正義》・朱熹《集注》・陸徳明《釈文》、並びに「説」に作るは此の本に同じく、注同じ。卷子古鈔本・旧版大字本・永祿鈔本及び皇侃《義疏》、並びに「悦」に作り、注同じ。(卷一、一九頁)

この校語から、国内では、「不亦」に続く一字を「説」に作るものと「悦」に作るものと少なくとも二系統のテキストが流通し続けたことがわかる。対して阮元(一七六四〜一八四九)《論語注疏校勘記》(以下「阮校」)の同一の句に対する校語を見ると、「蓋し古人、喜悦の字、多く仮借して『説』に作り、唯だ皇本のみ俱に『悦』に作る」となっていて、中国内では「説」に作るテキストのみが長らく流通していたことが知られる。なぜなら、「皇本」すなわち皇侃《論語義疏》は南宋の時に中土から久しく失われ、清代の雍正年間に至って根本遜志(一六九九〜一七六四)の校刊本が日本から舶来したことで、再度流通するようになったからである。²⁷⁾

先進篇「有顔回者好学」の一句に対する校語は、「卷子・旧版・大永本、並びに此の下に『不遷怒不貳過』の六字有り」(卷六、一〇七頁)となっていて、雍也篇の「有顔回者好学」句の直後に見えるのと同じ「不遷怒不貳過」六字が先進篇の同一句の直後にも見える一群の版本が存在することが指摘されている。阮元はこの句に関して異文の存在を確認していないが、黄懐信は「正平本・スタイン〇七八二号・ペリオ二六二〇号・ペリオ三四七四号写本には、下に『不遷怒不貳過』六字が有る」と指摘しているから、日本国内には、中国内では伝承が途絶えた系統と同様の《論語》のテキストが流通していた。黄氏はさらに按語を附して「『不遷怒不貳過』の六字は有るべきではなく、それが有るのは恐らく雍也篇の記述によって増し加えられたのである」²⁸⁾とも主張するが、敦煌本にもこの六字がある以上、李方が「この章の文字が各本の間で食い違うことが比較的多いのは、伝本が異なる結果だと思われる」²⁹⁾と説くのも妥当な見解である。つまり、篁墩が引く卷子本以下

の三本は有力な古い異文資料として扱うことができる。

述而篇首章「述而不作、信而好古、窃比於我老彭」の末句に対して、篁墩は考辯を加えて云う。

卷子・大永、「比我於老彭」に作る。案ずるに、二本の字法、包咸注と合すれば正と為す。皇疏の一本、「比於我於老彭」に作るは、恐らく一の「於」字を剰す。(巻四、六七頁)

阮校は該句に対して校勘を加えておらず、黄懷信は「定州簡本は『我』字が『於』字の前に在る。……《集解》では『包氏曰』を引いて『我若老彭、祖述之耳(我、老彭の若く、之を祖述するのみ)』と云う。《集解》本ではもともと前にあった『我』字を、今本が誤って位置を逆にしてしまったに過ぎない」と説く。とすると、包咸が目にしたテキストは、卷子本や大永本と同様に「比我於老彭」に作っていたのであり、この種のテキストの由来は少なくとも紀元前五十五年以前に鈔写された「定州本」³¹まで溯ることができる。

(二) 「他書資料」を利用した考辯

篁墩の校勘は《論語》諸本の文字のみを利用して進められるわけではなく、前節で取り上げた《史記》を利用した校勘と同様、「他書資料」を援引して経伝の字句を考証することも珍しくない。たとえば、学而篇「孝弟也者、其為仁之本与」の句に対して考辯を加えて云う。

卷子古鈔本・旧版大字本・宣賢本・国訓本、並びに「仁之本」に作るは、此の本に同じ。永禄本・伊氏本・皇侃・邢昺・朱熹、並びに「為仁之本」に作る。案ずるに、《臣軌》注に《論語》を引いて云ふ、「孝弟也、其為人之本与」、鄭玄曰く、『言ふところは、人に其の本性有れば、則ち功を成し行を立つ』。此に拠れば、鄭注本、「者」を「其」に作り、「仁」を「人」に作る。(巻一、一九〜二〇頁)

日本国内で流通している一部の版本は「其仁之本与」に作っていて、「為」字が無い。阮校は僅かに「《攷文》(《七経孟

子考文》の引く足利本には『為』字無し（巻一、一二頁）と指摘するだけだから、中国内には「為」字の無いテキストは流通していなかったと推測される。兪樾（一八二二～一九〇六）が該句について、『為』字は乃ち語詞、阮氏《校勘記》に曰く、『足利本に「為」字無し』。蓋し語詞に実義無し、故に之を省くなり。『其為仁之本与』は、猶ほ『其仁之本与』と云ふがごとし（《群經平議》巻三十〈論語一〉）と述べているのによると、「為」字は虚詞と見ることもできるので、それが無くても文意は成立する。

篁墩は日本国内だけに流通するテキストの系統を紹介するのみならず、同時に武則天《臣軌》注所引の《論語》経文と鄭注を援引し、鄭本は元来「其為人之本与」に作っていて通行本と異なっていたと指摘する。劉宝楠（一七九一～一八五五）の見解によると、「案ずるに、『仁』・『人』、当に齊・古・魯の異文に出づべく、鄭は、見る所の本の『人』字に就きて之を解す。『為人之本』、上文の『其為人也』句と相ひ応じ、義も亦た通ずべし」（《論語正義》巻一）、つまり「仁」と「人」の相異は伝本の違いによるのであって、「為人之本」に作ったとしても文意が通じる。実際、敦煌本《論語》ペリオ二六一八号写本は「仁」を「人」に作っているから、《臣軌》注所引の鄭注を簡単に退けることはできない。なお、《臣軌》は中国では佚書になっていたが、林述斎《佚存叢書》の中に採録されたことで、中国内で再び流通するようになった書物である。⁽³²⁾

篁墩は憲問篇「不逆詐、不億不信」云云章の注にも考辯を加えて云う。

案ずるに、此の章の注、《群書治要》に載する所に云ふ、「人の来たる有り、之を逆へて以て詐ると為さず、之を億^{おもんば}り疑ひて以て信ぜられざること有り」と為さず。然り而して人に詐り有りて信あらざること、以て先づ之を發き知ること有るは、是れ人の賢。詐りを逆へ、信ぜられざるを億^{おも}るは、之を恨み恥づる所以なり」。⁽³⁴⁾案ずるに、《治要》に載する所、当に是れ鄭玄注なるべし。唐の時、《論語》、鄭・何の二家を立つ、故に其の然るを知るなり。今、録して以て考に備ふ。

（巻七、一三三頁）

何晏《集解》が該章において引いているのは、「先づ人情を覚る者、是れ寧んぞ能く賢と為さんや。或いは時に反つて人に

怨まる」という孔安国の注であり、この注の文は、明らかに篁墩が提示する《群書治要》所引《論語》注と異なっている。金谷治が「《鄭玄注論語》は、それがまだ失われないうえ——五代から北宋の初め、すなわち十世紀より以前と思われるが——ひろく種類の書物の中で引用されて」³⁵ いることを指摘しているから、唐代に成立した《群書治要》の中で引かれている《論語》注の一部が鄭玄注にもとづいている、と見るのは憶測ではない。魏徵《群書治要》もまた中国で一旦失われ、後に日本から戻って来た文献である³⁶。

本節の検討から知られるのは、篁墩は七種の旧本《論語》を利用し校語の中で異文を臚列するのみならず、同時に「他書資料」を活用して校勘を進めていることである。これらの「他書資料」は中国で早くに失われているものが多い。篁墩の考辨は全てが正しいというわけではないが、古い異文や「他書資料」が使われていることで、後代の学者の校勘に裨益する部分が少なくない。

五 《論語集解攷異》に引かれる古籍の来源——慧琳《一切経音義》に対する依存

篁墩が《論語集解攷異》の中で提示する異文は多岐に涉っており、これまで紹介したのはその一部に過ぎない。本節では《論語集解攷異》における古籍利用の情況に重点を置いて考察を加え、「他書資料」を含め、篁墩が引用する古籍の来源の一端を解明してみたい。

(一) 慧琳《一切経音義》を利用した佚書・佚文の引用

篁墩は子罕篇「衣敝緇袍」句の「敝」字に対して考辯を加えて云う。

諸旧本及び皇、「弊」に作る。陸云ふ、「『弊』、本に今、『敝』に作る」。案ずるに、《考声切韻》に云ふ、「弊は壞なり、

悪なり。壊敗する衣の形に象る」。此に拠れば「弊」に作るを正と為す。(巻五、八八頁)

阮校では「案ずるに、《説文》、『袍』字の下、《論語》を引いて亦た『弊』に作る。弊なる者は、敝の俗、《説文》に無き所」と説いているから、「弊」と「敝」のいずれが正しいかを確定するのは簡単ではない。それはともかく、ここで注目に値するのは、篁墩が校語の中で《考声切韻》を引用していることである。この書物は唐の張戢が編纂した韻書であり、八世紀初頭に成立している。《攷異》の中に時折引用されるが、唐より後の漢籍目録等に著録が確認できず、早い時期から人々の目に触れることがなくなった書物だと思われるが、篁墩はなぜ引用できたのであろうか。子罕篇「与衣狐貉者立而不恥者」句の「貉」字に対する考辯を調べると、その理由が判明する。

諸旧本及び皇、「貉」に作る。陸云ふ、「貉は、戸各の反。字に依れば当に貉に作るべし」。案ずるに、慧琳云ふ、「貉は、何各の反。《考声切韻》に『貉は獸の名なり。狐に似て小さきなり』と云ひ、《論語》に『狐貉之厚以居也』。『貉』に作るは俗字」。(巻五、八八頁)

この記載から、篁墩の校語に引かれる《考声切韻》は慧琳《一切経音義》から転引されたものであることがわかる。³⁸ 《音義》は元和十二年(八一七)以後に完成した仏典音義書。³⁹ 中国では元代に失われたようで、日本には室町時代に朝鮮から数部がもたらされており、中国には清末に日本の獅谷白蓮社蔵版元文二年(一七三七)刊本が中国に渡って再度流通するようになった。⁴⁰ 先の「衣敝縕袍」句の「敝」字についても、篁墩が引いたのと同じ《考声切韻》の記述が慧琳《音義》に認めることができるから、篁墩が文中に出典を明示していなくても本書からの転引であることが容易に理解される。

篁墩が慧琳《音義》から採録した佚書の文章は《考声切韻》にとどまらない。郷党篇「子路共之、三嗅而作」句の「嗅」字に対する考辯に云う。

慧琳、《論語》を引いて云ふ、「子路拱之、三嗅而作」。《説文》に「鼻を以て臭に就くを嗅と曰ふ」。《韻英》に云ふ、「鼻、氣を取るなり」。「嗅」に作るは俗字にて、正しきに非ざるなり。(巻五、九二頁)

《論語》の異文のみならず、引用文中に見える《説文》および《韻英》の記述も慧琳《音義》からの転引である。⁽⁴²⁾《韻英》と題する韻書は数種あるようだが、ここに引かれているのは唐の元庭堅が編纂したものであり、⁽⁴³⁾篁墩はやはり慧琳《音義》からこの佚書の字句を間接引用している。同様に慧琳《音義》から佚書の引用が確認できる例としては、子路篇「夫如是則四方之民襁負其子而至矣」句の「襁負」二字に対する校語が挙げられる。そこには、「唐の慧琳、《文字集訓》を引きて云ふ、『被襁を以て孩子を裹みて之を負ふを襁負と曰ふなり』。録して以て考に備ふ」(巻七、一二七頁)と記されており、古い字書と思しい《文字集訓》が引かれている。⁽⁴⁴⁾

書物自体は伝存していても、そこから失われてしまったと思われる記述が慧琳《音義》を引いた文中に認められることがあり、郷党篇「食惡不食、臭惡不食」句の「臭」字に対する考辯に次のようにある。

永、「臭」を「晷」に作る。案ずるに、經文の「臭惡」は氣の惡しきを謂ひ、「色惡」と対す。顧野王《玉篇》に「臭者、物氣之總名(臭なる者は、物氣の總名)」と云ふ、是れなり。晷は是れ晷敗の義、転じて本旨を失ふ。(巻五、九一頁)

篁墩は顧野王《玉篇》を援引して、永禄本が「臭」を「晷」に改めているのが誤りであると指摘する。その指摘の当否はさておき、《玉篇》は大同九年(五四三)に成書の後、数次の修訂をへており、現在通行している《玉篇》は宋の大中祥符六年(一一一三)重修の《大広益会玉篇》三十巻であり、修訂を経る前の諸本は全て失われている。「臭」字に対して《大広益会玉篇》は二箇所で注解を下しており、一箇所は「臭、赤又切。惡氣息(臭は赤又の切、惡しき氣息)」、もう一箇所は「臭、尺又切。香臭之摠称也(臭は尺又の切、香臭の摠称なり)」であり、⁽⁴⁵⁾いずれも篁墩が引く《玉篇》の文とは異なっている。「臭者、物氣之總名」の句は、慧琳《音義》に引く《玉篇》の中にのみ見え、恐らくこれが修改を経る前の原形だと推測される。⁽⁴⁶⁾以上の事例から知られる通り、《攷異》の中で引かれる少なからぬ佚書や佚文は慧琳《音義》から転引されたものと判断される。さりながら、篁墩が来源を慧琳《音義》と明示しているとは限らないことも既に見た通りである。

(二) 慧琳《音義》を利用した経注異文の指摘

篁墩が慧琳《音義》から採録するのは佚書や佚文だけではない。経注の異文が転引されて考辯に利用されることがあり、先の郷党篇「子路共之、三嗅而作」句の異文「子路拱之、三嗅而作」はその一例に数えられる。まず経文の異文について言くと、子罕篇「韞匱而蔵諸」句の「匱」字に対する考辯に次のようにある。

大永本、「櫝」に作り、注同じ。陸云ふ、「匱、本に又、櫝に作り、徒木の反」。案ずるに匱・櫝同じ。《漢書》楊王孫伝「木を竅りて匱を為る」は、即ち櫝なり。唐の慧琳、《論語》を引き、又、「櫝」に作る。(卷五、八七頁)

通行本と異なり、慧琳《音義》に引く経文は「韞櫝」に作っている。⁽⁴⁷⁾李方によると、敦煌写本スタイン三九九二号、スタン六〇二三号白文、それにペリオ三七八三号白文は、いずれも「櫝」に作っている。⁽⁴⁸⁾とすると、唐代においては経文を「櫝」に作るテキストも確かに流通していたのであり、大永本はその系統に連なるのである。

公冶長篇「雖在縲絏之中」句の「縲」字に対する校語の中でも、篁墩は慧琳を引いて云う。

唐の慧琳云ふ、「孔注《論語》に云ふ、『縲は黒い索なり』、累に従ひて縲に作るは、非なり。縲は紘なり、此の義に非ざるなり」。(卷三、四九頁)⁽⁴⁹⁾

通行本何晏《集解》に引く孔安国注は「縲、黒索」に作っていて、慧琳《音義》が引く孔安国注と異なっている。篁墩は経文と注文との文義上の対応を考え、《音義》所引の《論語》孔安国注に見える「縲」が原来の経文の文字であると見なしている。ただし、《攷異》において「縲」に作る版本は提示し得ていない。

次に注の異文について言くと、公冶長篇「乗桴浮于海」句の注に対する考辯において、篁墩は同様に慧琳《音義》を引用して次のように述べる。

唐の慧琳云ふ、「馬注《論語》に、『編竹木浮於水上、大者曰櫂、小者曰桴』(竹木を編みて水上に浮かべ、大なる者を櫂

と曰ひ、小なる者を桴と曰ふ」。 (卷三、五〇頁)

通行本何晏《集解》に引く馬融注は「桴、編竹木、大者曰楫、小者曰桴」に作り、「浮於水上」の四字が無いのに加え、「大者曰」に続く一字が異なっている。

憲問篇「危行言孫」句に対する校語の中で、篁墩はこの句の注について次のように述べる。

卷子・旧版・大永、「遜」に作る。案ずるに、唐の慧琳云ふ、「遜は孫寸の反。孔注《尚書》に曰く、『遜は順なり』。何晏集注《論語》に、『遜は恭なり』⁽⁵¹⁾」。慧琳の引く所、未だ是否を詳かにせず、姑く録して考に備ふ。(卷七、一二九頁)

通行本何晏《集解》は「孫は順なり」に作り、慧琳が引く何晏注と異なっている。この異同に関しては、篁墩は校勘の参考にするため注の異文を引用するにとどめており、論断を下していない。

以上と同様の事例は更に挙げることが可能であり、八佾篇「天将以夫子為木鐸」注「木鐸、施政教時所振也」に対する校語(卷二、三六〇三七頁)と憲問篇「羿善射」注「羿、有窮之君」に対する校語(卷七、一三二頁)の中でも、慧琳《音義》所引の孔安国注の異文を提示している。⁽⁵²⁾ この二例を含め、公冶長篇「乗桴浮于海」以下の孔安国注の異文五条はいずれも阮校に言及がなく、貴重な異文と言える。

(三) 慧琳《一切経音義》所引の典籍を利用して作成した校語

篁墩の校語と慧琳《音義》の記載を比較すると、校語の中で引かれる経伝や字書は、異文資料を提示するために引く際のみならず、考察を進める参考資料として引用される場合であっても、直接引用ではなく慧琳《音義》からの間接引用の場合が多いことが推察される。先進篇「人不問於其父母昆弟之言」の「昆」字に対する考辯に次のようにある。

案ずるに、「昆」、又、「鼻」に作るは同じ。《爾雅》「昆、後也」郭璞注に「謂兄後也(兄の後を謂ふなり)」。又、《説文》に「周人謂兄為昆(周人、兄を謂ひて昆と為す)」。 (卷六、一〇七頁)

ここに引かれる《爾雅》注と《説文》はいずれも通行本と異なっているが、篁墩はそのことには触れず、標準テキストとして提示している。通行本《爾雅》釈言「昆、後也」の郭注は「謂先後、方俗語」に作り、通行本《説文》の「梟」の説解は「周人謂兄為梟」に作るのである。篁墩の校語は以下に引く慧琳《音義》の二箇所の注とかなり重複しており、この二条の注を組み合わせて作成したものであろう。

《爾雅》「昆、後也」郭注云「謂兄後也、方俗異言耳」。

《爾雅》「昆、兄也」。《説文》「周人謂兄為昆」。

篁墩はまた顔淵篇「虎豹之鞞、猶犬羊之鞞」の「鞞」字に対して考辯を加えて云う。

卷子・旧版・皇、「鞞」を「鞞」に作り、上下及び注同じ。案ずるに、「鞞」を正と為す。《説文》及び古本《毛詩伝》、並びに「鞞」に作る。(卷六、一一二頁)

按語の中では、《説文》と古本《毛詩伝》にもとづいて、「鞞」字は「鞞」に作るべきだと主張しているが、この按語を以下に引く慧琳《音義》と比較すると、やはり引用の仕方や正字の認定から見て、前者は後者を利用して作成されたものであることが推察される。

《毛詩伝》に云ふ、「鞞は革なり」。《論語》「虎豹之鞞、猶犬羊之鞞」孔注に「皮、毛を去るなり」。《説文》に云ふ、「革に従ひ郭の声なり」。

通行本《毛詩》大雅、韓奕「鞞鞞淺幟」の毛伝も「鞞は、革なり」と同文だから、篁墩が《毛詩伝》の書名の上に何故「古本」の二字を冠したか、その理由は不明である。

次に挙げるのも、常見の書を利用して校勘を行なう際、やはり慧琳《音義》に依存している事例である。篁墩は衛霊公篇「雖蛮貊之邦」の「貊」字(通行本は「貊」に作る)に考辯を加えて云う。

卷子・宣・皇、並びに「貊」を「貊」に作る。案ずるに、慧琳云ふ、「《周礼》『職方掌九貊之人』鄭衆注に云ふ、『北方

を豹と曰ふ』。「豹」に作り、碧を音とするは非⁽⁵⁶⁾。(巻八、一四五頁)

慧琳は、『周礼』および鄭衆の注を引用し、「豹」を作る版本を誤りだと退ける。ただ、通行本によると、『周礼』夏官、職方氏の原文は「職方氏掌天下之図、以掌天下之地、辨其邦國・都鄙・四夷・八蛮・七閩・九貉・五戎・六狄之人民」云云に作っており、慧琳が引用する『周礼』は節録であるのみならず、通行本の「貉」を「豹」に作っていて、むしろ異文に属するものと言える。しかしながら、篁墩は慧琳の文を引用するばかりで、通行本『周礼』との文字の異同については全く触れておらず、右の校勘はあまり意味のあるものになっていない。

以上の二例を見ると、篁墩の校語には、佚書や佚文のみならず常見の書までも、慧琳『音義』から転引されている場合があることがわかる。つまり、〈攷異〉の中で引証されている典籍は、篁墩が自分で探し出したものとは限らないのであり、その扱いには注意を要するのである。

(四) 仏典音義書を利用することの学術上の意義

慧琳『音義』は典籍の古いテキストを伝える貴重資料であり、そのことに気づいた篁墩が『論語集解攷異』の中で活用していたことは既に見た通りであるが、管見によると、中国においても仏典音義書の学術上の価値が認識されるのは清代乾嘉期に入ってからであり、その点に関しては、以下に引く莊焯(一七三五～一八一八)の陳述が参考になる。

唐の釈玄奘『一切経音義』二十五卷、……『釈藏』の中に存す。唐より以来、伝注・類書、皆未だ引くに及ばず、通人・碩儒も亦た未だ覽るに及ばず。千餘年を閲て、吾が友任礼部大椿、『字林考逸』を著し、孫明経星衍、『蒼頡篇』を集むるに、始めて其の書を見て、其の撰述を成す⁽⁵⁷⁾。

莊焯の説明によると、任大椿(一七三八～一七八九)と孫星衍(一七五三～一八一八)が玄奘『一切経音義』の利用に先鞭を付け、輯佚作業を展開した。玄奘『音義』二十五卷は、慧琳『音義』百卷より前に完成した現存する最も古い仏典音義書

であり、莊焞によって乾隆五十一年（一七八六）に始めて単行本として刊行された。

十八世紀に至り、日中両国の学者は期せずして同時に仏典音義書に着目し始めたと言えるが、日本で最初に仏典音義書を利用して学術活動に従事したのは篁墩ではない。荻生徂徠（一六六六～一七二八）は《論語徵》において里仁篇「無適也、無莫也」句に対して注解を加えて、「《華嚴》の慧苑《音義》に引く《蜀志》に、諸葛亮曰く、『事は、疎を覆ひ奪を易ふるを以て益と為し、適無く莫無きを平と為す』」云々と説いている。徂徠が引く慧苑《大方広仏華嚴経音義》に引く《蜀志》の記述は、現在の《三国志》蜀志に見当たらない異文であるが、里仁篇の同じ「無適也、無莫也」句に対する篁墩の校語の中でも、やはり次のように《蜀志》の異文が引かれている。

案ずるに、適・莫の字義、唐の慧琳云ふ、「適は主適なり、亦た敵なり。適は、匹なり。莫は、猶ほ慕のごときなり、慕ひ欲するを言ふなり」。此れ何注の釈。又、澄観の引く《蜀志》に「諸葛亮曰く、『適無く莫無きを平と為す。人情、親を親として疎を疎とするに苦しむ、故に適莫の道廢するなり』」。今本《蜀志》に見ゆる無し。（卷二、三八頁）

一見すると、慧琳《音義》の利用は前半部分にとどまるような書きぶりであるが、そうではない。後半部分に名前が見える澄観が《大方広仏華嚴経疏》の作者であり、引かれている《蜀志》の異文は慧苑がこれに対して附した音義に見えるのである。⁵⁹徂徠は仏典音義書を最も早く利用した日本の学者、ということになるかも知れないが、《論語徵》における利用は右の一箇所にとどまり、⁶⁰篁墩による慧琳《音義》の利用に影響を与えたとは考え難い。仮に徂徠の影響を受けていたとしても、篁墩は慧琳《音義》の校勘上の価値に気づいて意識的に利用した最初の学者であった、と言えるであろう。

六 結論

吉田篁墩《論語集解攷異》は時代の気風が産んだ著述である。江戸時代における一部の漢学者は国内に貴重な漢籍が保存

されており、中国では目にできないものが少なくないことを認識していた。彼らは、これらの文献を利用して進める校勘作業には学術的価値があり、中国で高い評価が得られる可能性があることを承知しており、篁墩もその一人であった。《論語集解攷異》における校勘の目的は《論語》の原形を恢復することではなく、何晏《論語集解》の原形に近づくことにある。篁墩は所与の文献条件の下では、《論語》の原形に溯ることは無理であり、せいぜい流布本《論語》の祖本たる何晏注本に近づくことが可能であることを承知していた。そのみならず、現存する《論語》の諸本がいくつかのテキスト系統に属することも了解しており、これらの系統の間には優劣の違いがなく、《論語》のテキストが統一し得るものでないことも理解していた。《論語》テキスト流伝に関する見方は、当時の学者としては傑出したものと言える。

対校資料に関して、篁墩は日本国内に残っていた《論語》旧本のみならず、「他書資料」も利用して考辯を進めた。《論語集解攷異》の中で引用される異文と佚文は、往往にして阮元《校勘記》に指摘されていないものであり、《論語》の異文について言うと、篁墩が引用する経伝の文字が敦煌鈔本のテキストと一致することも珍しくなく、古い異文が随所に提示されていることが《論語集解攷異》が持つ学術上価値をまず保証している。篁墩が利用する「他書資料」について言うと、《臣軌》や《群書治要》など中国では失われたものが少なくないことが目を引くが、とりわけ注目に値するのは、慧琳《一切経音義》が活用されていることである。慧琳《音義》は中国では失われた仏典音義書であり、篁墩はそこから佚書・佚文や《論語》経注の異文等を探し出して校勘を進めている。仏典音義書の文献価値について言うと、中国では、篁墩と同時期の任大椿や孫星衍が玄応《一切経音義》に着目し始め、以後、校勘と輯佚に役立つ資料であるという認識が広まった。篁墩は恐らく全面的に仏典音義書を対校資料として利用し始めた最初の日本の学者であり、この一事をもってしても、その名を《論語》校勘学史上に留めるに値する。

《論語集解攷異》は《論語》を校勘する上での有用な文献であるが、理論と実践の間に乖離が認められることもある。上述の通り、篁墩は《論語》にはいくつかのテキスト系統が存在することを認識した上で、いずれか一方だけを是としてな

らないと主張していたが、校語の中には一方のテキストがもう一方に優ると明言しているものも認められるのである。典籍の引用方法にも問題があり、校語の中で引用される「他書資料」や参考資料は往往にして直接引用ではなく、慧琳《音義》からの転引であつて間接引用であることが明示されないことも珍しくない。引用文献について言うと同時期の中国の士人にとつては常見の書に属する《説文》や《爾雅》等も慧琳《音義》から転引されていることも、考察の結果、明らかとなつた。漢籍を引用する際、辞書や類書などの編纂型の文献から転引するのは、篁墩に限らず日本漢学史においてよく見受けられる現象であり、国内に流通する漢籍の数量と種類が中国と較べると遙かに乏しかったことがその理由の多くを占めると思われ、この点の実態解明は後日を期したい。本稿の考察を通してその一端が明らかとなつたように、日本における漢籍の校勘は独自の展開を示しており、学術的意義も少なくない。今後、この論題に関する関心が高まり、全面的な整理と解明に近づくことを期待したい。

註

- (1) 吉田篁墩の経歴の中、学術活動に関わる部分の詳細を知るには、柏崎順子〈安永・天明期の吉田篁墩 一〉(《一橋論叢》第百二十二卷三号、一九九九年)、同〈安永・天明期の吉田篁墩 二〉(《足利学校蔵書附考》上) (《一橋論叢》第百三十一卷三号、二〇〇四年)、同〈安永・天明期の吉田篁墩 一〉(《足利学校蔵書附考》下) (《一橋大学研究年報 人文科学研究》第四十二号、二〇〇四年) が参考になる。
- (2) 東条琴台《先哲叢談続編》卷十二〈吉篁墩〉。原文「今按、篁墩之所為、多与近世清人盧見曾・畢元・孫星衍・段玉裁・戴士震・阮元等諸家之所言暗合者多矣」中の「多」一字および「士」は衍字、「畢元」の「元」は「沅」の誤字。
- (3) たとえば乾嘉年間の学風を主導した阮元は「蓋遠者見聞、終不若近者之実也。元少為学、自宋而求唐、求晋・魏、求漢、乃愈得其実」(阮元《擘經室二集》卷七〈西湖詒經精舍記〉)と述べている。
- (4) この跋文は、《続日本儒林叢書》第一冊(隨筆部第一)所収本には見えない。本稿では、京都大学附属図書館谷村文庫所蔵本(登録番号・九一〇〇七一一三三)を利用した。
- (5) 中根肅治も篁墩の著作一覽を紹介しているが、琴台が示す一覽と内容に若干の違いがある。中根肅治編《慶長以来諸家著述目録》漢学家之部上(八尾書店、一八九四年)、二八二〜二八三頁。篁墩の著作の存佚情況については、弥吉光長〈篁墩手簡―その考証学への傾倒について―〉(《ビブリア》第八十三号、天理大学出版部、一九八四年)を参照。

- (6) 高華平《論語集解》的版本源流略述》(《中国典籍与文化》二〇〇八年第二期)、一〇頁。
- (7) 高橋智は慶長版《論語集解》の版本系統を全面的に整理し、《論語集解攷異》が底本とした《集解》の版本を「要法寺版整版甲種(有刊記本)」に分類している。高橋智《慶長刊論語集解の研究》(《斯道文庫論集》第三十輯、慶應義塾大学斯道文庫、一九九六年)、一一四頁。
- (8) 安井小太郎《論語集解攷異解題》(関儀一郎編《日本名家四書註釈全書》論語部参、巻頭)、二頁。
- (9) 武内義雄《論語之研究》(岩波書店、一九三九年)、四九頁。高橋智《室町時代古鈔本〈論語集解〉の研究》(汲古書院、二〇〇八年)、一六六―一六八頁。
- (10) 天文版《論語集解》刊行の事情と研究史については、久保尾俊郎《天文版論語》解題》(《早稲田大学図書館紀要》五十一号、早稲田大学図書館、二〇〇四年)に詳論されている。
- (11) 森銑三によると、該書は整版二冊本で、巻頭に「南畝文庫」「大田氏藏書」の印記があり、「南畝先生所珍藏之書、莫不奇古矣。此《論語》者、吉漢官所謂国訓本也」という最上徳内の奥書もある。森銑三《最上徳内》(《学藝史上の人々》、二見書房、一九四三年)、六九頁。
- (12) 武内義雄《論語之研究》、四九―五〇頁。
- (13) 《論語》を含め、明経博士家の経書の鈔本が持つ文献上の価値については、拙稿《明経博士家の《論語》闡釈―清原宣賢の場合(修訂版)》(佐藤鍊太郎・鄭吉雄編著《中国古典の解釈と分析―日本・台湾の学術交流》、北海道大学出版会、二〇一二年)を参照。
- (14) 林秀一《孝経学論集》第三編第四章第二節《太宰本の校定とその価値》(明治書院、一九七六年)。
- (15) 林秀一《孝経学論集》第一編《孝経鄭註に関する研究》、第三編《孝経孔伝に関する研究》。陳鉄凡《孝経学源流》第三篇第五章第五節《孔鄭二本真偽之辨》(国立編訳館、一九八六年)。
- (16) 近藤重蔵《正齋書籍考》巻一《五経正義》(《近藤正齋全集》第二冊、国書刊行会、一九〇六年)、二七頁。
- (17) 近藤重蔵の学術企画と時代思潮の関係については、拙稿《近藤重蔵と清朝乾嘉期の校讐学》(《北海道大学大学院文学研究科紀要》第十七号、二〇〇五年)を参照。
- (18) 《論語》の旧称については、趙紀彬《論語新論》導言》(《困知二録》、中華書局、一九九一年)において縷説されている。なお、趙氏の説は、自ら述べているように、翟灝《四書考異》巻十四《総考・旧称論語為伝》中の所見に触発されたもの。
- (19) 馬国翰《一七九四―一八五七》も孔安国《論語孔氏訓解》「未若貧而樂道、富而好礼者也」句下に案語を附して「鄭注《魯論》本無『道』字」と指摘している。馬国翰《玉函山房輯佚書》(広陵書社、二〇〇八年)、一六四三頁。
- (20) 羅大経《鶴林玉露》巻十一に《礼記》檀弓、子貢曰、「泰山其頽、則吾将安仰。梁木其壞、哲人其萎、則吾将安做」。吾郡劉尚書美中家有古本《礼記》、「梁木其壞」之下有「則吾将安仗」五字」とある。《叢書集成新編》第八十七冊、一四四頁。篁墩が指摘しているのは、「梁木其壞乎」句下の鄭注に「梁木、衆木所放」とあり、続く「哲人其萎乎」句下の鄭注に「哲人、亦衆人所仰放也。以上二句、喻之萎病也」とあり、「以上二句」と称されているからには、「梁木其壞」句と「哲人其萎」句はいずれも孔子が病み衰えていることを表現している」と鄭玄が見ており、そのことから鄭玄が見た《礼記》には「則吾将安仗」五字が無かったと判断される、ということである。

- 篁墩の趣旨に対する誤解を避けるために補足すると、檀弓上のこの一段は、孔子が「泰山其頽、梁木其壞、哲人其萎」と歌ったのに対して、子貢がその三句を引いてから戸惑いの意を表わす言葉を附する、という体裁を取っている。つまり、「泰山其頽」・「梁木其壞」・「哲人其萎」の三句は、孔子と子貢がそれぞれ口にしてるのであり、実は篁墩が指摘する鄭玄の注は、最初に孔子が歌った句に対するものであって、「泰山其頽、則吾将安仰。梁木其壞、(則吾将安仗、)哲人其萎、則吾将安做」と嘆く子貢の言葉に対するものではない。孔子が発した「梁木其壞」句と「哲人其萎」句とを鄭玄が一連なりのもの見て注解しているのは、鄭玄が目にしたテキストでは、「梁木其壞」句に対して子貢が「則吾将安仗」というコメントを附していないからに相違なく、かくて先の篁墩の推論が導き出されるわけである。
- なお、「梁木其壞、哲人其萎、則吾将安放」句下の阮校に「困学紀聞曰、『家語』終記云、「泰山其頽、則吾将安仰。梁木其壞、吾将安仗。哲人其萎、吾将安放」。檀弓無「吾将安仗」四字、或謂、廬陵劉美中家古本《礼記》、「梁木其壞」之下有『則吾将安仗』五字、蓋与《家語》合」。齊召南曰、『案古本以無此五字、故孔疏云、「子貢意在匆遽、不暇別言」、是也。或所見別本、必好事者為之』とあり、結論としては篁墩と同じく、通行本が正しい、という見解を示している。
- (21) 金谷治《日本考証学の成立》(《金谷治中国思想論集》下巻、平河出版社、一九九七年)、二六五頁。
- (22) 《提要》から看取される篁墩の校書の目的と方法論については、高橋智が丁寧引用した上で解説を加えている。高橋智《慶長刊論語集解の研究》、一一五―一一九頁。
- (23) 《論語集解攷異》には《史記》を用いて経文の文字を校訂している箇所もある。たとえば、郷党篇「君召使擯、色勃如也」句の「使擯」二字の下には、「陸云、『本又作「擯」、亦作「賓』。案《史記》孔子世家作「擯」為正』(巻五、九〇頁)」という校語がある。
- (24) この原文「以為之擯四字」、底本では「有棺而無擯五字」に作るが、底本のままでは文意が通じない。高橋智《慶長刊論語集解の研究》、一一九頁の補正に従う。
- (25) 高禎寰《史記》「太史公曰」引《論語》孔子言探析(呂培成・徐衛民主編《司馬遷与史記論集》第八輯、陝西人民出版社、二〇〇八年)、四一五頁。
- (26) 「他書資料」は倪其心が《校勘学大綱》の中で用いている術語、「他書」は、本書および本書の注疏以外の典籍類を指す。「他書資料」は、本書の校勘に役立つ資料で他書の中に見えるものを指す(倪其心《校勘学大綱》、北京大学出版社、二〇〇四年、一三二頁)。
- (27) 皇侃《義疏》の流伝に関しては、藤塚鄰《論語総説》第二篇第三章《皇侃の論語義疏と其の日本刻本の清朝経学に及ぼせる影響》(国書刊行会、一九八八年)を参照。
- (28) 黄懐信主撰《論語彙校集釈》(上海古籍出版社、二〇〇八年)、九七〇頁。
- (29) 李方《敦煌《論語集解》校証》(江蘇古籍出版社、一九九八年)、四五九頁。
- (30) 黄懐信主撰《論語彙校集釈》、五五六頁。
- (31) 定州本の説明は、劉来成《定州漢墓竹簡《論語》介紹》(《定州漢墓竹簡論語》、文物出版社、一九九七年)、一頁を参照。
- (32) 李方《敦煌《論語集解》校証》、一四頁。

- (33) 阮元《四庫未收書提要》は《臣軌二卷》について、「《宋史》不著録。……是編著録久佚、此冊日本人用活字版擺印」(阮元《擘經室外集》卷二)と説明している。
- (34) 魏徵等撰《群書治要》(一)卷九(汲古書院、一九八九年)、五六八頁。
- (35) 金谷治《鄭玄と《論語》》(《唐鈔本鄭氏注論語集成》、平凡社、一九八八年)、三八〇頁。
- (36) 阮元《四庫未收書提要》は《羣書治要五十》について、「是編卷帙与《唐》志合、《宋史》藝文志即不著録、知其佚久矣。此本乃日本人擺印」(阮元《擘經室外集》卷二)と説明している。
- (37) たとえば、八俯篇「絵事後素」の「絵」字及び陽貨篇「譬諸小人、其猶穿窬之盜也与」の「窬」字に対する《攷異》の中で、それぞれ「續、画也」、「穿木戸也」という《考声切韻》からの説明を引用している(卷二、三五頁/卷九、一六三頁)。
- (38) 慧琳《一切経音義》卷六十三(根本説一切有部尼陀律・第七卷)「狐豹」注、二五四九〜二五五〇頁。以下、慧琳《音義》の引用は、积慧琳・积希麟撰《正統一切経音義附所引兩種》(上海古籍出版社、一九八六年)により、引用の際には同書中の頁数を示す。
- (39) 慧琳《音義》の成書時期については、巻頭の景審《一切経音義序》に「元和十二年二月三十日、絶筆於西明寺焉」(二八頁)とあるのが参考になる。
- (40) 張舜徽が云う、「案慧琳所撰《一切経音義》一百卷、散佚甚早、清末始由日本伝入中土。不特乾嘉学者所未及觀、即咸同間人亦不得見也」。張舜徽《清人筆記条辨》卷八《橋西雜記》案語(華中師範大学出版社、二〇〇四年)、二七七頁。慧琳《音義》の版本・流伝・文献価値については、徐時儀《慧琳《一切経音義》各本異文考》(《伝統中国研究集刊》第三輯、上海人民出版社、二〇〇七年)を参照。
- (41) 慧琳《音義》卷十九《大集賢護菩薩經・第二卷》「很弊」注、七三二頁。
- (42) 慧琳所引《論語》の異文「子路拱之、三鯁而作」は《音義》卷三十二《如来莊嚴智慧仏境界・上卷》「可鯁」注、一二八七頁に見え、《説文》および《韻英》は卷五《大般若波羅蜜多經・第四百五十六卷》「不鯁」注、二〇七頁に見える。
- (43) 景審《一切経音義序》(慧琳《音義》巻頭)、二六頁。黄滓伯によると、慧琳《音義》の音切は《韻英》にもとづいており、両書の関係は深い。黄滓伯《慧琳一切経音義反切攷》巻一《慧琳音義所拠之韵書説》(中央研究院歴史語言研究所、一九九三年)。
- (44) 慧琳《一切経音義》卷七十九《経律異相・卷第二十九》「襴負」注、三一〇四頁。ただ、慧琳の引用文中には「《集訓》云」と提示されていて、篋墩が何にもとづいて書名を《文字集訓》と定めたかは不明。
- (45) 顧野王撰、陳彭年等重修《大広益会玉篇》卷四《自部第四十七》(《叢書集成新編》第三十五冊)、四八七頁；卷二十二《犬部第三百六十四》、五二六頁。
- (46) 慧琳《音義》卷十一《大宝積經・卷第二》「臭穢」注、四二二頁。我が国には唐代古鈔本《玉篇》の残卷があり、卷二十二も部分的に残っているが、あいにく《犬部第三百六十四》に相当する箇所は失われているので(黎庶昌輯《玉篇零卷》(《叢書集成新編》第三十五冊)、六〇五頁)、確定はできないが、岡井慎吾も慧琳《音義》所引の《玉篇》の文を顧野王原本の佚文と見ている。岡井慎吾《玉篇の研究》後篇《玉篇佚文》(東洋文庫、一九三三年)、一二二頁。

- (47) 慧琳《音義》卷六十六《集異門足論・第七卷》「韞蓄」注、二六五七頁。
- (48) 李方《敦煌〈論語集解〉校証》、三六一頁。
- (49) 慧琳《音義》卷三十一《大乘密嚴經・卷第一》「曇繼」注、一二三六頁。
- (50) 慧琳《音義》卷六十四《四分僧羯磨上卷》「戒撥」注、二五九〇頁。
- (51) 慧琳《音義》卷三十三《仏説決定捨持經一卷》「謙悉」注、一三四七頁。
- (52) 慧琳《音義》卷四《大般若波羅蜜多經・第三百九十八卷》「宝鐸」注、一五七頁に引く孔注に「木鐸、金鈴木舌、以宣文教也」とあり、通行本の孔注「木鐸、施政教時所振也」と異なる。卷九十七《広弘明集・卷第三》「翟乃」注、三六一六頁に引く孔注に「翟、有窮国之君、善射者也。被其臣寒泥煞之也」とあり、やはり通行本の孔注「翟、有窮国之君、篡夏后相之位、其臣寒泥殺之」と異なる。
- (53) 慧琳《音義》卷十《明度無極經・第一卷》「昆弟」注、三七〇頁。王樹枏《一八五二—一九三六》は、「元応《明度無極經》一卷引《爾雅》『昆、後也』、郭璞曰、『謂兄後也、方俗異言耳』。樹枏案『兄』為『先』字形之誤」と述べ、郭注の「兄」が正しく、「先」が間違っていると考えている。王樹枏《爾雅郭注佚存補訂》卷四《釈言第二》《統修四庫全書》第百八十九冊、一〇五頁。なお、右の引用文中「元応」の「元」は、清康熙帝の諱「玄燁」を避けた改字。
- (54) 慧琳《音義》卷十六《法鏡經上卷》「昆弟」注、六一九頁。
- (55) 慧琳《音義》卷九十五《弘明集・第一卷》「虎鞞」注、三五六七頁。
- (56) 慧琳《音義》卷九十七《広弘明集・卷第五》「戎貊」注、三六二四頁。原文は「貊」字を均しく「貊」に作る。
- (57) 莊斡《唐一切経音義序》《玄応《一切経音義》巻頭、新文豊出版公司、一九八〇年）、一頁。錢泰吉《曝書雜記》巻上にも同様の文が見える。莊斡の引用文の原文は、「玄応」の「玄」を避諱によって「元」に改めている。
- (58) 荻生徂徠《論語徵》巻乙《小川環樹編《荻生徂徠全集》第三卷、みずす書房、一九七七年）、一七三頁。
- (59) 慧琳《音義》卷二十二《新訳大方広花嚴経音義・卷第二十》、八二八頁。なお、本条の校語前半部分「適、主適也、亦敵也。適、匹也。莫、猶慕也、言欲慕也」に重なる表現が慧琳《音義》の該当箇所ほとんど見られないことを指摘しておく。「適」と「莫」の訓詁に関して、慧琳《音義》は「漢書集注」曰「適、主也」、《禮記》曰「莫、定也」としか云っていないのである。
- (60) 徂徠は里仁篇「無適也、無莫也」句の解釈に際し、「記幼説仏経、似有此字、因搜諸僧、得《無量寿経》・《華嚴経》、皆有『無所適莫』之文」《論語徵》巻乙、一七三頁と述べた後、先の慧苑《華嚴経音義》に見える《蜀志》の異文を引いているのであるから、仏典音義書が手近にあったわけではなく、その校勘上の価値を認識していたわけでもない。

〔附記〕 本稿は、平成二十五年度日本學術振興會科学研究費補助金基盤研究(B)「日中校勘学の発展と相関をめぐる複合的研究」(課題番号：二三三二〇〇九)による研究成果の一部であり、平成二十四年九月十五・十六日開催の「二〇一二東アジア儒学国際学術シンポジウム」(主催：上海師範大学哲学学院・上海師範大学国際儒学院)で口頭発表した《吉田篁墩《論語集解攷異》中的校勘》をもとに作成した。

【キーワード】

・吉田篁墩

・校勘

・《論語》

・他書資料

・《一切経音義》